

転用許可申請のために必要な個別書類等

転用目的：駐車場（貸駐車場）

【取扱い方針】

- ・周南市農業委員会が作成した「資材置場等目的での農地転用許可について」（ホームページに掲載）に沿って審査を行います。
- ・駐車場の一括貸付、個別貸付に関わらず、契約書又は借受申込書により、駐車可能台数（面積）のおおむね8割以上が使用される予定であることを確認します。
- ・不特定多数を対象とした貸駐車場については、鉄道の駅の近く、市街地、イベント開催時等使用目的が明確である場合など、具体的な需要が客観的に見込まれる場合は許可できるものとします。

項目	提出を要する個別書類又は共通書類への記載事項	備考
職業・業種	・個人であれば職業を確認 ・法人であれば定款、寄附行為又は法人登記事項証明書で業種（事業内容）を確認	申請者の職業・業種（事業内容）との関連性
新設する施設の規模	次の事項を「土地利用計画図」及び「事業計画書」に記載 ・具体的利用計画（面積基準：普通車1台当たり25～30m ² ）	施設が適正規模であることを確認
貸付予定	次のいずれかの書類 ○駐車場の賃貸借契約書の写し ○駐車場の借受申込書の写し	貸駐車場として機能することの確認（8割以上）
継続的使用	○駐車場を継続して使用する旨の誓約書	継続的に使用されることの確認
法令等で必要な申請や届出 ※事前協議時には提出不要（後で提出）	○盛土規制法に関する許可申請書等（県）の写し ○法定外公共物を含む道路や河川等の占用許可申請や加工申請（市） ○「河川保全区域内の行為について」の許可等（県） ○その他法令等で必要な申請や届出に関する書類 ○農振除外の場合は、内定通知の写し (※いずれも、確認が必要な場合に限る。)	許可申請書の受付時において、事業の施行に関して、必要な行政庁の免許、許可、認可等の処分がされたこと、法令により義務付けられている行政庁との協議が実施されたことの確認